

住民記録システム標準仕様書【第5.1版】等の改正概要

1. 改正の概要

(1) 住民基本台帳施行令の一部改正(健康保険者証とマイナンバーカード一体化)に伴う対応

- 個人番号カードと健康保険証等の一体化に伴い、被保険者証と被保険者資格証明書を廃止することになったため、仕様書及び関連する資料を修正する。【住】

(3) 標準仕様書と他資料の整合性をとる対応

- 標準仕様書において、既に記載済みであった内容が機能・帳票要件一覧では記載されておらず、機能・帳票要件一覧においても機能の追記を行う。【戸】

(2) 一部機能を削除する対応

- 住民記録システムにおいてカード用署名用電子証明書を保持する機能の必要性について意見があり、検討を行った結果、削除することとする。【住】

(4) その他修正等

- 諸元表・レイアウト・業務フロー等の平仄合わせ等、記載を修正した。【共通】

共通：3仕様書（住民記録システム・印鑑登録システム・戸籍附票システム）／住：（住民記録システム）／印：（印鑑登録システム）／戸：（戸籍附票システム）

2. 改正内容に係る適合基準日

住民記録システム標準仕様書【第5.1版】及び戸籍附票システム標準仕様書【第3.1版】における実装必須機能に係る改定内容の適合基準日は、令和8年4月1日とする。